

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>、通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>）若しくはこれらに準ずるもの又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏、通称又はこれらに準ずるもの以外の事項を合わせて表しているもの</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でない</u>と区長が認めたもの</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>）若しくはこれらに準ずるもの又は氏及び名の各一部若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、通称又はこれらに準ずるもの以外の事項を合わせて表しているもの</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>その他登録を受けようとする印鑑として適当でない</u>と区長が認めたもの</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 区長は、印鑑登録原票（電子計算組織により記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民基本台帳に旧氏の記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）</u>）をもって調製する住民基本台帳にあっては、<u>記録。以下同じ。）</u>）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民基本台帳に通称の記載がされて</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 氏名（<u>住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u>）</p>

<p>いる場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(7) 〔略〕</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 氏名、氏 <u>(氏に変更があつた者にあつては、住民基本台帳に記載されている旧氏を含む。)</u>、名、通称又は氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記に限る。）を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p>	<p>(4)～(7) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 氏名、氏、名、通称又は氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記に限る。）を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p>
--	--

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。